

クーポン・ブレンディング要件及びクーポン・ブレンディングにより新たに成立する清算  
約定に関する事項について

2016年4月11日

2017年10月16日改正

2024年11月25日改正

株式会社日本証券クリアリング機構

当社は、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第30条の2第2項第1号cに規定するクーポン・ブレンディング要件のうち当社が指定する経済条件及び同条第4項に規定するクーポン・ブレンディングにより新たに成立する清算約定に関する事項について、別紙1及び別紙2のとおり定める。

以 上

## 1. 定義

本別紙1において使用する用語は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定した金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書に規定する本業務方法書等において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「取引開始日」とは、ISDA定義集（条項3. 1. 2）に定めるEffective Dateをいう。

(2) 「取引ID」とは、当社が金利スワップ取引清算システムを用いて清算約定に付与する識別子をいう。

## 2. クーポン・ブレンディング要件として当社が定める条件

別紙2に掲げる条件とする。

## 3. クーポン・ブレンディングにより新たに成立する清算約定に関する事項として当社が定める事項

クーポン・ブレンディングにより新たに成立する清算約定（以下「新規生成取引」という。また、1件の新規生成取引のみ成立する場合の当該取引を以下「新規生成取引（単独）」と、2件の新規生成取引が成立する場合の固定金利が高い方の当該取引を以下「新規生成取引（1件目）」と、この場合の固定金利が低い方の当該取引を以下「新規生成取引（2件目）」という。）に関する経済条件は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 取引日 クーポン・ブレンディングが成立した日

(2) 債務負担が成立した日 クーポン・ブレンディングが成立した日

(3) 金利スワップ取引の取引開始日

a 新規生成取引（単独）又は新規生成取引（1件目）

対象取引から、以下の条件に基づき選定された清算約定の取引開始日。

(a) 固定金利支払人及び変動金利支払人が、新規生成取引におけるそれらと同一であること

(b) 取引開始日が最新であること

(c) 取引IDが最大の清算約定と同一であること

b 新規生成取引（2件目）

対象取引のうち前 a で選定されたもの以外の清算約定から、前 a に定める条件に基づき選定された清算約定の取引開始日。ただし、前 a で選定されたもの以外の清算約定が存在しない場合には、前 a で選定された清算約定の取引開始日。

(4) 想定元本

a 以下の算式により算出される額の絶対値とする。

(a) 新規生成取引（1 件目）

$$\{(\text{対象取引の想定元本} \times \text{対象取引の固定金利}) \text{の合計 (ネット後)}^{(\text{注}1)} - (\text{対象取引の想定元本の合計 (ネット後)}^{(\text{注}2)} \times \text{対象取引の固定金利の最小値})\} \\ \div (\text{対象取引の固定金利の最大値} - \text{対象取引の固定金利の最小値})$$

(b) 新規生成取引（2 件目）

対象取引の想定元本の合計 (ネット後)<sup>(注2)</sup> - 前 (a) に定める算式により算出された額

(c) 新規生成取引（単独）

前 (a) に定める算式により算出された額。ただし、前 (a) に定める算式により算出された額が零となる場合にあつては、前 (b) に定める算式により算出された額とする。

b 前 a (a) の規定にかかわらず、対象取引の残存期間に対応する直近の P a r R a t e が、対象取引の固定金利の最大値より大きい場合又は固定金利の最小値より小さい場合における新規生成取引（1 件目）の想定元本は、以下の算式により算出される額の絶対値とする。ただし、当該額の絶対値が、前 a (a) に定める算式により算出された額の絶対値を下回らない場合には、この限りではない。

(a) P a r R a t e が対象取引の固定金利の最小値より小さい場合

$$\{(\text{対象取引の想定元本} \times \text{対象取引の固定金利}) \text{の合計 (ネット後)}^{(\text{注}1)} - (\text{対象取引の想定元本の合計 (ネット後)}^{(\text{注}2)} \times \text{P a r R a t e})\} \div (\text{対象取引の固定金利の最大値} - \text{P a r R a t e})$$

(b) P a r R a t e が対象取引の固定金利の最大値より大きい場合

$$\{(\text{対象取引の想定元本} \times \text{対象取引の固定金利}) \text{の合計 (ネット後)}^{(\text{注}1)} - (\text{対象取引の想定元本の合計 (ネット後)}^{(\text{注}2)} \times \text{対象取引の固定金利の最小値})\} \\ \div (\text{P a r R a t e} - \text{対象取引の固定金利の最小値})$$

(注1) 清算参加者が変動金利支払人である対象取引の想定元本に固定金利を乗じた額の合計額から、当該清算参加者が固定金利支払人である対象取引の想定元本に固定金利を乗じた額の合計額を控除した額

(注2) 清算参加者が変動金利支払人である対象取引の想定元本の合計額から当該清算参加者が固定金利支払人である対象取引の想定元本の合計額を控除した額

(5) 固定金利

- a 前号 a の規定が適用される場合
  - (a) 新規生成取引（1 件目）  
対象取引の固定金利の最大値
  - (b) 新規生成取引（2 件目）  
対象取引の固定金利の最小値
  - (c) 新規生成取引（単独）  
想定元本が前号 a（a）に定める算式により算出された場合には、対象取引の固定金利の最大値、想定元本が前号 a（b）に定める算式により算出された場合には、対象取引の固定金利の最小値。
- b 前号 b（a）に定める場合
  - (a) 新規生成取引（1 件目）  
対象取引の固定金利の最大値
  - (b) 新規生成取引（2 件目）  
P a r R a t e
- c 前号 b（b）に定める場合
  - (a) 新規生成取引（1 件目）  
P a r R a t e
  - (b) 新規生成取引（2 件目）  
清算約定の固定金利最小値
- (6) 固定金利支払人
  - a 第 4 号に基づき算出された額が負数の場合 清算参加者
  - b 第 4 号に基づき算出された額が正数の場合 当社
- (7) 変動金利支払人
  - a 第 4 号に基づき算出された額が負数の場合 当社
  - b 第 4 号に基づき算出された額が正数の場合 清算参加者
- (8) 第 1 号から第 7 号に定める事項を除く事項  
クーポン・ブレンディングにより終了する清算約定のうち、固定金利支払人及び変動金利支払人の組み合わせが一致する清算約定と同一とする。ただし、当該条件に合致する取引毎コンプレッションにより終了する清算約定が複数ある場合、そのうちの取引開始日が当該取引毎コンプレッションが成立した日に最も近く、かつ取引 ID が最大の清算約定と同一とする。

以 上

# クーポン・ブレンディングの対象取引とする所定の経済条件等

## 1. クーポン・ブレンディングの前提条件

- クーポン・ブレンディングによって生成される新規取引の金利支払日がクーポン・ブレンディング当日または翌営業日ではないこと
  - ✓ 後述のマッチング条件が一致し完全相殺関係にある取引の場合、解約対象取引の金利支払日を考慮せずに解約することが可能。クーポン・ブレンディングの結果新規取引が生成される場合、解約対象に金利支払日がコンプレッション当日または翌営業日の取引が含まれたとしても、成立する新規取引の金利支払日がクーポン・ブレンディング当日または翌営業日にあたらなければクーポン・ブレンディングが成立する。
- クーポン・ブレンディング成立予定日以降の計算期間の開始日および終了日が一致すること、またクーポン・ブレンディング成立予定日が計算期間中であれば、当該計算期間の開始日も含めて一致すること
  - ✓ 「開始日および終了日が一致すること」とは、休日調整前の日付、休日調整方法、休日調整参照都市および休日調整後の日付の全てが一致することを示す。
- クーポン・ブレンディング成立予定日の翌日以降の金利支払日が一致すること
- 固定金利 vs 変動金利の通常スワップであること(ベーススワップでないこと、アモチ等付きスワップでないこと)

## 2. クーポン・ブレンディング対象取引としての所定の経済条件

### ① 取引単位のマッチング条件対象項目

- 取引通貨 / Trade currency

### ※取引単位のマッチング条件としない項目

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原取引の約定日 / Trade date</li> <li>• 原取引の相手方 / Counterparty to original trade</li> <li>• 債務負担日 / Clear date</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 想定元本 / Notional Amount</li> <li>• 固定金利 / Fixed Rate</li> <li>• 原取引のISDA定義集 / ISDA Definitions of original trade</li> </ul> |
|--|---|

# クーポン・ブレンディングの対象取引とする所定の経済条件等

## ②固定・変動レグ単位のマッチング条件対象項目

### 【固定・変動レグ共通】

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 取引開始日(休日調整前) / Un-Adjusted Effective date<sup>※1</sup></li> <li>• 取引開始日休日調整方法 / Effective Date Business Day Convention<sup>※1</sup></li> <li>• 取引開始日休日調整参照都市 / Effective Date Business Centers<sup>※1</sup></li> <li>• 取引開始日(休日調整後) / Effective Date (Adjusted)<sup>※1</sup></li> <li>• 取引終了日(休日調整前) / Un-Adjusted Maturity date</li> <li>• 取引終了日休日調整方法 / Maturity Date Business Day Convention</li> <li>• 取引終了日休日調整参照都市 / Maturity Date Business Centers</li> <li>• 取引終了日(休日調整後) / Maturity Date (Adjusted)</li> <li>• 計算期間サイクル / Calculation Period Frequency</li> <li>• 計算期間休日調整方法 / Calculation Period Business Day Convention</li> <li>• 計算期間休日調整参照都市 / Calculation Period Business Centers</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 日数計算方法 / Day Count Fraction</li> <li>• 応答日 / Roll Date</li> <li>• 応答日規定 / Roll Date Convention</li> <li>• 支払日サイクル / Payment Frequency</li> <li>• 支払日休日調整方法 / Payment Date Business Day Convention</li> <li>• 支払日休日調整参照都市 / Payment Date Business Centers</li> <li>• 支払日オフセット日数 / Payment lag</li> <li>• スタブ種別 (Short/Long) / Stub Type (Short/Long)</li> <li>• スタブ種別 (Start/End) / Stub Type (Start/End)</li> </ul> |
|--|--|

### 【変動レグ固有】

- 参照金利名称 / Rate Index
- 参照金利期間 / Rate Index Tenor
- スプレッド / Spread
- コンパウンディング手法 / Compounding Method
- 金利決定日参照都市 / Fixing Date Business Center
- 金利決定オフセット日数 / Fixing Date Offset Period
- スタブ金利期間1 / Stub Rate Tenor 1
- スタブ金利期間2 / Stub Rate Tenor 2

### 【固定レグ固有】

- 特になし<sup>※2</sup>

※1: Forward Start取引の場合のみマッチング条件とし、取引開始日が到来した取引のマッチング条件には含めない。

※2: 固定レグの想定元本及び固定金利を定めずに受渡額のみを定めた取引(Fixed Amount Trade)はクーポン・ブレンディング不可。

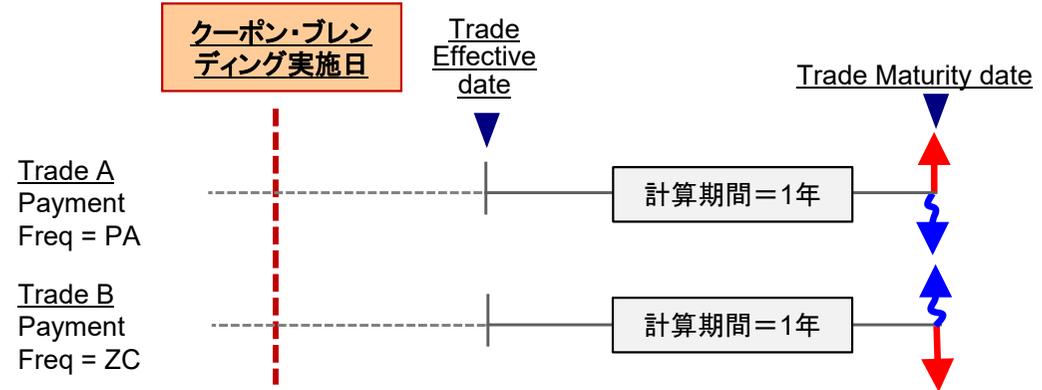
- 当社が定めるクーポン・ブレンディングのマッチング条件のうち、以下の項目は残存計算期間が一つのみである取引のクーポン・ブレンディングにおいてはマッチング条件から除外する。

	マッチング条件の除外対象	備考
A	支払日サイクル / Payment Frequency 例: MTH, QTR, SA, PA, ZC	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引の残存計算期間が一つのみの場合、支払日も同様に一つのみであり、それ以降に支払サイクルは発生しないため、マッチング条件から除外。</li> </ul>
B	応答日規定 / Roll Date Convention 例: EOM, IMM, DAY, NONE	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引の残存計算期間が一つのみの場合、当該計算期間の開始日、終了日(いずれも休日調整前)とそれらの休日調整が取引間で一致すれば応答日規定の相違は無意味とみなせるため、マッチング条件から除外。</li> </ul>
C	スタブ種別 / Stub type 例: Short / Long, Start / End	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引の残存計算期間が一つのみの場合、当該計算期間がスタブ期間であるかレギュラー期間であるかを峻別する必要がないため、本項目はマッチング条件から除外。</li> <li>ただし、スタブ金利期間1および2が設定されている場合、当該スタブ種別および当該スタブ金利は、残存計算期間が一つのみの取引についても引き続きマッチング条件とする。</li> </ul>

## 残存計算期間が一つのみである取引のクーポン・ブレンディング例

- 残存計算期間が一つのみである取引同士の場合、例えば支払日サイクルや(Payment Frequency)や応当日規定(Roll date Convention)等の前ページに記載のマッチング条件が一致しない場合においても、その他の条件が合致すればクーポン・ブレンディングが可能。(前ページA、Bの例)。

JSCC Trade ID	Pay/Rec Payment Frequency	Pay/Rec Roll date Convention
A	PA	EOM
B	ZC	NONE



- Endスタブ付き取引の残存計算期間が一つのみであるとき、当該スタブ期間に指定された金利のTenorが非スタブ取引のFloating Rate Index Tenorと一致している場合、その他のマッチング条件が合致する非スタブ取引とのクーポン・ブレンディングが可能(前ページCの例)。

JSCC Trade ID	Tenor	Pay/Rec Stub At	Pay/Rec Stub Type	Pay/Rec Stub Index Tenor	Pay/Rec Stub Index Tenor 2
C	3M	-	-	-	-
D	6M	End	Short	3M	-

